

新宿区教育委員会会議録

平成18年第1回臨時会

平成18年3月27日

新宿区教育委員会

## 平成18年第1回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成18年3月27日(月)

開会 午後 2時01分

閉会 午後 3時27分

場 所 新宿区役所6階第2委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	櫻 井 美紀子	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	内 藤 頼 誼	委 員	木 島 富士雄
教 育 長	金 子 良 江		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中央図書館長	小 柳 俊 彦
教育政策課長	鴨 川 邦 洋	教育指導課長	木下川 肇
学校運営課長	杉 原 純	教育環境整備課長	木 村 純 一
生涯学習振興課長	赤 羽 憲 子	生涯学習財団 担当 課 長	小野寺 孝 次

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教育政策課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 議案第20号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第2 議案第21号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第3 議案第22号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第4 議案第23号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第5 議案第24号 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第6 議案第25号 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則
- 日程第7 議案第26号 新宿区教育委員会事務局に勤務する指導主事の旅費支給規則の一部を改正する規則
- 日程第8 議案第27号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 日程第9 議案第28号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第10 議案第29号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第11 議案第30号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正

### 報告

- 1 西戸山地区中学校の適正配置（統廃合）の経過報告について（教育環境整備課長）
- 2 新宿区社会教育委員の会議「提言」について（生涯学習振興課長）
- 3 新宿区教育委員会事務局管理職員の異動内示について（教育政策課長）
- 4 その他

配布資料

1 1 8 定期異動・教育管理職等名簿

開 会

櫻井委員長 ただいまから平成18年新宿区教育委員会第1回臨時会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いいたします。

議案第20号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を  
改正する規則

櫻井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第20号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、「議案第20号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

議案の概要をごらんいただきたいと思います。

概要の方には、教育委員会非常勤職員の職の設置、廃止及び報酬の額の改定に伴いまして、報酬の額を定める別表を改めるものでございます。

主な改正内容でございますが、一番目でございますように新設する職がございます。非常勤の学校栄養士で、現在はこれございません。報酬の額が月額22万6,100円。2名採用予定です。額については保育園の非常勤栄養士がいるわけですが、それと同額でございます。それから、確かな学力推進員。これは41名、41校に配置する確かな学力推進員。月額22万6,100円。それから教育補助員ですが、この月額も同じですが、新設とはなっているんですが、今も少人数指導等で配属している11名の分で、今回新たに月額も変えましてこういった形で正式に位置づけたところです。

それから廃止する職ですが、16年度まで学童擁護員がいたわけですが、その業務補助員がございました。それについて、昨年度に廃止してもよかったのですが、17年度、最終的に廃止したいと思っております。

それから3点目は報酬の額の改定ということで、特別区人事委員会勧告の民間との給与較差0.97%減額をしております。

議案の方をごらんいただきたいんですが、1枚めくっていただきまして、別表を改正いたします。もう1枚めくっていただきますと新旧対照表がございます。下線が引いてある部分が0.97%減額した額です。左側が改正後、右側が現行でございます。上の方の学校医関係につきましては、なかなか手もいらっしゃらないということで、据え置きにしております。そのほか幾つか据え置きにしておりますが、基本的には0.97%の減額ということでございます。

鏡に戻っていただきまして提案理由でございます。教育委員会非常勤職員の職の設置、及び職員給与の改定にあわせて報酬の額を改定する必要があるためでございます。よろしくお願いいたします。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。御意見、御質問をお願いいたします。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 この際なので教えていただきたいんですが、給与の別表2で内訳も含めて、この甲乙あるいは甲乙丙、あるいは甲2、乙2、丙2、この分類はどういう分類なんですか。

櫻井委員長 教育政策課長でいいですか。

教育政策課長 この甲乙丙、丙2とかこういう形で区分しておりますが、主には週5日とか週4日とか週3日とか、そういった違いで報酬も変わってまいりますので、こういう区分をしているということで、あと一部には退職時の職制といいますか、それが課長級で退職した場合には甲とか、そういった違いもございますが、月額が違ってきますのでそういった区分をしているところでございます。

内藤委員 では、おおむね勤務の実態を、校長先生経験者なんかは甲と、そういうことと受け取っていいですか。

櫻井委員長 教育政策課長。

教育政策課長 例えば、教育研究調査員。表の中ほどこっと上でございますが、こちらで甲というのは資格がございまして、臨床心理士という資格が必要でございますので少し高い金額になっております。それから、乙の場合には退職校長さんが該当すると。乙2も一応も退職校長さんですが、これは多分日数が違うということだと思います。丙は一般の教員免許、丙2も同じです。これも多分日数が3日と4日とか、そういった違いで金額が分かれています。そういった区分になっています。

内藤委員 わかりました。

櫻井委員長 ほかにございませんか。

1つだけよろしいですか。教育補助員というのは新たな名称で、今まで少人数指導をしていらっしまった方なんですか。正式な名称がこうなるということですね。

教育政策課長、お願いします。

教育政策課長 委員長が今お話されたとおりでございまして、前は、ちょっとややこしいんですが委託料という形で組んでおりまして、特定の会社に委託をして、その会社が集めて派遣をするというような体制をとっておりました。今回、直接雇用ということで、確かな学力推進員と一緒に、あわせましてこの11名についても採用しております。これにつきましては少人数指導とか、そういった学校の課題に合わせた配属をしていくということでございます。

櫻井委員長 わかりました。

いかがでしょう。ほかによろしいですか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第20号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第20号は原案のとおり決定いたしました。

議案第21号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則  
の一部を改正する規則

櫻井委員長 次に、「日程第2 議案第21号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、「議案第21号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

先ほどの議案概要と議案の方をごらんいただきながら御説明をまいります。

議案の方は、5枚ほどめくっていただきますと新旧対照表が出てまいりますので、概要とあわせてごらんいただきたいと思います。

改正の概要でございますが、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、勤務成績に応じた昇給制度に必要な規定に改めるものでございます。前回、この条例改

正のときに少し言及した内容もございますが、その条例の細目を規則で定めていくものでございます。

まず、概要の方の改正内容の1点目です。職員の昇給は、その属する職務の級の最高号給を超えて行うことができなくなったことから、給料月額定義を削り、「給料月額」を「号給」に改めるものです。これは新旧対照表の2条の方をごらんいただきたいと思います。現行のところのアンダーラインの部分、2条の1号を削除したということでございます。その理由は、今までは最高号給を超えて定めている場合がございます。そういった月額の給料と号給の二本立てを給料月額というふうに言っておりましたが、給料表には定められていない月額の給料というのがもうなくなりましたので、号給一本に絞るということで、こういう給料月額という概念そのものがなくなったということで、これは削除ということでございます。

それから2点目の号給の4分割。現行の号給は号給を4分割するというので、条例改正のときも申し上げましたが、その初任給基準表の職務の級、号給を改正いたします。これは6枚ぐらいいめくっていただきたいと思います。右側のページの中ほど、別表第2というのがございます。ここの教諭及び養護教諭、助教諭等もございますが、実際には下段の方は現在適用されている職員はございません。上の方の教諭及び養護教諭だけが現にあるわけですが、一応別表の方の初任給の額のところが現行の2級6号給というのが、新しい4分割の給料表では2級の17号給というふうになります。これは4分割したことによってこういった号給の数が違ってきているわけで、金額的には19万7,400円が変わりございません。これが2の方の改正の中身でございます。

それから3点目。概要の方をごらんいただきたいんですが、初任給の調整方法につきまして、調整月数を短縮または延伸する方法が、現在、今と同じ表の右側に調整月数というものがございます。これが「-6月」というふうに出ておりますが、これを最初の昇給日以降に調整号数を加算または減じる方法。つまり調整号数、左側の現行をごらんいただきたいんですが、「+2号」加算するというので、実態的には「-6月」短縮するのと「+2号」加算するのは、1号が3カ月相当でございますから、「-6月」という効果は同じなわけですが、この表現の仕方が調整号数か調整月数かというところを改めたというところでございます。

4点目は、概要の方にございますように、昇任による昇格時の号給、または降格時の号給は昇格時対応号給表を別表第3に定め、それに基づき決定するというので、これはちょっ



と戻っていただきまして、議案の鏡から4枚目以降に表がございます。別表第3、6条関係の昇格時対応号給表というものがございます。この別表第3の表に基づいて昇給時の号給を決めていくと。つまり2級から3級に上がる時、あるいは1級というのはございませんから実質的には2級から3級に上がる時の号給を、この表で示しております。

その本文が、6条、7条ですので、新旧対照表を2枚めくったところに出ておりますが、左側のページ、第6条、昇格の場合の号給ということで、「別表第3に定める昇格時対応号給表の昇格後の昇給欄に定める号給とする」ということで、今までは右側でございますように文言で整理をしていたわけですが、これを一目でわかるようにということで表にまとめて、これに昇格時に2級から3級に仮に昇格した場合に、3級のどこに位置するのか、どこの号給に位置するのかが一目でわかるような表につくり込んだという改正内容でございます。降格の場合は、右側のページの第7条でございます。同じように昇格時対応号給表でそれを確定するというやり方を、これからやっていくというような中身でございます。

5点目は、昇給の時期を年1回に統一し、昇給日は毎年4月1日。成績を判定する期間につきましては、前年の1月から12月31日までの1年間というふうにするものです。これは、条例改正のときに御説明をいたしました。今までは昇給時期については年4回にわかれておりました。4月、7月、10月、1月ですね。それぞれに昇給時期が違っていたわけですが、18年度からは毎年4月1日に昇給が決まると。それから判定期間については、過去1年、1月1日から12月31日までに統一されたというところでございます。これは本文では、今のところを1枚めくっていただきまして、新旧対照表の8条の2の方になります。判定期間と昇給日がそちらの方に記載されております。

それから6点目でございますが、昇給は勤務成績に応じて行うものとし、勤務成績に応じた昇給区分、前にもちょっと触れましたがAからEランクまで5段階を定めるということでございます。昇給区分ごとの昇給幅とか分布率は別に定めると。これは基準で定めることになっております。これについては前にも申し上げましたが、平成18年度19年度は適用がなく、20年から適用になってまいります。具体的にAからEまでの幅ですが、Cを普通といいますか、要するに4号給昇格。今で言えば定期昇給で1号アップということですが、4号給アップ。Aが6号給アップ。Bが5号給アップ。Dが3号給アップということは、今の定昇は4号アップですから、実際は3号しか上がらない。Eは昇給はなしというような区分になる予定でございます。

7番目の欠勤、処分、年齢による昇給抑制の基準を別に定めるとというのが10条2項の方に

出てまいります。基本的に、勤務成績に応じた昇給ということですので、今ありますように、一定の年齢を超えた場合に昇給ストップという措置は改めるということで、ただし、抑制基準を定めるということになっております。例えば、10条の2項に規定がございます。「あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に規定する事由等に該当するときは、前項の規定による昇給の号給数を抑制する」ということで、これは、基準は別に定めるということになっております。

例えば、年齢によって抑制をする場合がございますが、本則は55歳に達した次の年度から4号抑制。今で言えば1年間分、要するに1号抑制ということになりますが、4号抑制ということで、例えばC判定で4号アップというふうに出ましても、4号抑制しますので全く昇給はないということになります。ただ、それがまたD判定、E判定になってしまいますと、これは、すみません、これは該当しません。プラスになる場合、例えばAランクで6号級短縮になった場合、マイナス4号しますので2号給しか上がらないと。Bランクの場合は5号上がりますので、4号抑制しますから1号だけ上がると。そういうような形になってまいります。今のは昇給抑制に対する規定でございます。

それから、概要の方をまたごらんいただきたいと思います。8番目でございますが、幼稚園の教頭昇任時における号数加算措置の基準を別に定めるということで、人事委員会の承認を、基準についてはとっておりますが、4号その時点で加算するという内容でございます。

概要の裏面にまいりまして、9点目でございます。昇給日に休職中等の者に対しては、昇給、号給の調整は行わないという13条関係です。

それから、10番目が復職時調整ということで、昇給日に勤務していたならば、昇給する号給数、減じる号給数の合計を休職等の前の号給に加算するというので復職時調整を定めたものでございます。

雑駁で細かくてわかりにくいんですが、以上でございます。

櫻井委員長 説明が終わりました。御意見、御質問ございますでしょうか。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 この6条の2なんですけれども、職員の退職に伴い昇格させた場合。退職時に昇格させるという慣例があるんでしょうか。退職に伴う昇格というのはどういう事例を指すんでしょうか。これは別に改正点ではなくて、人事委員会と協議して定めるということが改正点だと思いますけれども。

櫻井委員長 教育政策課長でいいですか。

教育政策課長 失礼いたしました。これは現在も行っているわけですが、在職中に多大な功績があった場合に退職時に昇給させる制度がございますが、その場合の規定をこちらの方に定めているということで、これは人事委員会と協議して定めるということになっていきますので。

次長 殉職で2階級特進とか、そういうやつですよ。

教育政策課長 多分、そういった職務上の事故で死亡したとか、多大な功績があったとかということで、これは人事委員会と協議して決めていくということで、こちらの方に規定されているというふうに理解しております。

次長 ほとんど例はありません。

内藤委員 これは教育委員会事務局に限らないことなので、もっと区職員全体にわたる話だと思うけれども、著しい業績があればそのときに昇格させるべきであって、退職時には著しい業績が反映された給料が、当然支給されているべきだと考えます。

次長 死亡退職というのがあるんです。殉職ですね。

内藤委員 ただ、第12条がありますよね。勤務成績の良好な職員が生命をとして職務を遂行し云々。これは全くそのとおりだと思いますが。これは必ずしも定年退職を指していないで死亡退職の場合を指していると。しかし著しい業績というのは、亡くなる前に当然上げていると思います。これは教育委員会に限った話ではないので、もっと広い話だと思います。

櫻井委員長 次長、いかがですか。

次長 余計な話になってしまうかもしれないんですけども、かつては退職のときに若干、辞めるんだからというようなことで功績顕著ということで処遇をしていたというようなケースがあったのかもしれませんが、現在の運用としましては昇格の場合についても昇給の場合についても、文字通り功績顕著の著しいような事例以外は、まず通常はそういう該当する事例はなくなっているというふうに御理解いただいて差し支えないと思います。

内藤委員 わかりました。結構です。

櫻井委員長 そうすると、余り意味のない一文でもあるような。まあ一応置いておかなくてはいけないんですね、こういう一文は。

ほかにございませんか。よろしいですか。

では、御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第21号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第21号は原案のとおり決定いたしました。

議案第22号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

櫻井委員長 次に、「日程第3 議案第22号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、「議案第22号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

概要の方をごらんいただきたいと思います。

22号議案は、地方自治法の改正によりまして、前も何度か出てまいりましたが、調整手当にかえ、新たに地域手当を導入することに伴いまして、規則中の「調整手当」という文言を「地域手当」に改めるだけでございます。これによって具体的な率とかが変わるということではございません。議案の方を御確認いただきたいと思います。2枚めくっていただきまして10条以下、調整手当の文言について地域手当というふうに改めてまいるものでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明が終わりましたが、御意見、御質問ございますでしょうか。

これは文言の整理ということでよろしいでしょうか。

それでは、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第22号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第22号は原案のとおり決定いたしました。

議案第23号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

櫻井委員長 次に、「日程第4 議案第23号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 「議案第23号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

概要の方をごらんいただきたいと思います。

2点ほど主な改正点がございまして。一般職員の勤勉手当の支給割合に成績率を導入する予定でございます。そのための規定整備と、それと今22号議案で御説明いたしました調整手当にかえ地域手当を導入する改正ということで、2点ございまして。2点目の方については22号議案と同じですので省略いたしますが、1点目につきましては、現在、管理職員につきましては勤勉手当に成績率の導入がされておりますが、管理職員に加えまして一般職員の勤勉手当の支給割合に成績率を導入することになります。成績率につきましては、教育委員会が特別区人事委員会の承認を得て定めるということで、これについては前にもお話ししたとおり、すぐには適用いたしませんで、平成20年度、2008年6月夏のボーナスの勤勉手当から導入するというようになっております。

議案の方で確認していただきたいんですが、2枚めくっていただきますと新旧対照表が出てまいります。4条の1項、2項で成績率の導入が規定されております。人事委員会の承認を得て定める割合といたしますと、今回については適用いたしません、これも先ほどの昇給と同じように一応5段階に分かれておりまして、最上位、上位、中位、下位、最下位というふうになっております。18年、19年は経過措置ということで、全職員に適用をしないということ。もちろん管理職員はもう既にやっておりますので管理職員については適用するものがございますが、職員については適用しないということでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をお願いいたします。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 これは、現行の第5条の2、成績率は職員の勤務成績により、1,000分の950以上1,000分の1,050以下の範囲内で云々とありますが、改正後はこの幅が広がるということですか。

櫻井委員長 教育政策課長。

教育政策課長 ちょっと説明が不足しておりました。現行の方に書いてございます5条の2の成績率については、これは管理職員に現行適用している率を書いたものです。これは規則から、今回、新では外しておりますが、人事委員会の承認を得て定めるというふうになって

おります。これは基準ということで別に定めております。こちらの方に移行したというふう  
に御理解いただければと思います。

内藤委員 ということはどういうことですか。この範囲内だということですか。それとも、  
もっと成績の結果を反映させて、この1,000分の100以上の開きがあり得るようにするという  
ことですか。

櫻井委員長 教育政策課長。

教育政策課長 5条の2で今の幼稚園の管理職員につきましては、この1,000分の950以上  
1,000分の1,050以下。要するに上下5%の幅があるということですね。これを5段階で今や  
っているということです。したがって1,000分の50、つまり5%上増しする部分が、多分最  
上位ランク、その中間が2.5%。中位が多分1,000分の1,000ということで増減なし。それと  
2.5%減というのが多分下位ですね。最下位が5%減と。そのようなことで評価の上で勤勉  
手当に差がついているということで、最大これでいきますと10%違ってくる。最上位と最  
下位では10%違ってくる。そういう成績率については、現在管理職員については導入されて  
いるということで、将来的にこの数字を使うかどうかはわかりませんが、各区で定めること  
になっておりますので、一般の職員につきましては、平成20年度からこういった率を定めた  
上で実施していくということで、今回規定の整備だけをやったということでございます。

内藤委員 わかりました。

櫻井委員長 余り、私はよくわからないけれども。どこかに新たに表示するというものでは  
ないんですか。

きょうは教育指導課長がいないので気の毒ですが。

教育政策課長 すみません、説明不足で。今回、改正案の4条の2項で特別区人事委員会の  
承認を得て定めるというふうになっています。これが現行も定めてあるんですが成績率運用  
に関する基準というものがございまして、この中に規則にも出ております現行の5条の2、  
この割合を定めております。したがって、今回、規則で人事委員会の承認を得て別に定める  
というふうに整理をいたしましたので、規則からは除いたけれども、実際には管理職員につ  
いてはこれの適用があるということでございます。

櫻井委員長 わかりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、よろしいでしょうか。討論及び質疑を終了いたします。

「議案第23号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を

原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第23号は原案のとおり決定いたしました。

議案第24号 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する  
規則

櫻井委員長 次に、「日程第5 議案第24号 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 それでは、「議案第24号 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」です。

議案概要の方をごらんいただきたいんですが、現在、幼稚園教育職員にも小・中学校の教育職員に準じまして義務教育特別手当が支給されております。今回、現在の1号給を4号給に分割することになったことに対応いたしまして、それに対応するような形で義務教育特別手当の月額表を細分化したものでございます。もう1点は1番目にございますように、最高号給を超えて昇給を行うことができなくなったことから、その部分についての記述を削除したものでございます。

2番目の、号給を4分割する等の給料表の改定に対応した義務教育特別手当、細分化された月額義務教育特別手当につきましては、2枚めくっていただいたところに出てまいります。後ろの方に現行のものが出ておりますが、現行は2級の2号給、3号給の間で言えば150円の差があるわけですが、150円を細分化いたしまして40円とか35円の幅にしたということでございます。4分割をして細分化したということで、4分割の給料表に対応した特別手当の月額表を定めたものでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。御意見、御質問をお願いいたします。

これはよろしいですか。規定を整備したということですので。何かございますか。よろしいですか。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第24号 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」を原

案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 議案第24号は原案のとおり決定いたしました。

議案第25号 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則

議案第26号 新宿区教育委員会事務局に勤務する指導主事の旅費支給規則の一部を改正する規則

櫻井委員長 次に、「日程第6 議案第25号 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則」及び「日程第7 議案第26号 新宿区教育委員会事務局に勤務する指導主事の旅費支給規則の一部を改正する規則」は関係する議案ですので、一括して議題とし、1件ずつ質疑及び採決をするということでもよろしいでしょうか。よろしいですね。

〔はいの発言〕

櫻井委員長 では、日程第6と日程第7を一括して議題といたします。

議案の第25号及び第26号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、議案第25号、26号について続けて御説明をさせていただきます。

まず、「議案第25号 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則」でございます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。それとあわせて概要の方をごらんいただきたいと思います。給与に関する条例の一部改正に伴いまして、規定を整備するものでございますが、改正内容は概要の方にございますように号給を4分割する等の幼稚園教育職員の給料表の改定に対応いたしまして、行政職給料表(一)の各級に相当する幼稚園教育職員の給料表の職務の級を改めるということでございます。

これは、それだけではちょっとわかりにくいんですが、新旧対照表のところをごらんいただきたいと思います。例えば旅費の中で日当とか宿泊費、これは職務の級によって違ってまいります。それが幼稚園の方では単独に定めておりませんで、常に行政職の給料表と、相当職として対応させて支給をしているところでございます。その部分が、今回、現行の、例えば1級の11号というものが1級の36号というふうに4分割されますので、非常にふえた号給になると。この号給の改正をただけでございます。もっと言いますと、例えば行政職給料表の1級から5級までについては、日当は2,200円でございますが、幼稚園の教育職員の給料表で言えば相当職としては1級から3つ目の升の2級の100号給以下ですか、そこまでが



2,200円になりますよと。それから、6、7級は、行政職で言えば課長級でございますが、これは幼稚園教育職員の給料表の中の2級、教頭さんも含めた3級、これは園長先生ですね、その80号級以下の人たちは課長級の2,600円の日当だと。それ以上、行政職については8級、9級は部長級ですが、幼稚園の教育職員で言えば3の81号給を支給されている幼稚園の園長先生が対象になりますと。そういった相当職を定めた表が号給の4分割で改定になったために、この表もあわせて改正するものでございます。

引き続きまして26号議案でございますが、同趣旨の改正でございます。「新宿区教育委員会事務局に勤務する指導主事の旅費支給規則の一部を改正する規則」でございます。

これも2枚ほどめくっていただきまして、対照表が出てまいります。

議案の概要の方は、中身として同じですが、学校職員の給与条例の、都条例でございますが、一部改正に伴いまして規定を整備するもので、中身は今申し上げました幼稚園の教育職員の号給の改正と同じ趣旨でございます。同じように行政職の給料表は先ほど御説明したように一般職員、係長級、課長級、部長級のそれぞれの旅費の中で、日当、宿泊費等を定める場合の相当職を定めたものです。これが4分割によって号給が変わったということでございます。

ここはもう1点、新旧対照表を見ていただきたいと思います。現行のところの一番下、備考3のところアンダーラインが引いてあります。これは最高号給を超える場合の規定を書いておりますが、最高号給を超えることが今回の改正ではなくなりましたので、これについては削除したということでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

では、「議案第25号 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

では、「議案第25号 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第25号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第26号 新宿区教育委員会事務局に勤務する指導主事の旅費支給規則の一部

を改正する規則」について、御意見、御質問はいかがでしょうか。

これもよろしいですね。

では、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第26号 新宿区教育委員会事務局に勤務する指導主事の旅費支給規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第26号は原案のとおり決定いたしました。

議案第27号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

櫻井委員長 次に、「日程第8 議案第27号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、「議案第27号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」でございます。

議案の概要の方をごらんいただきたいんですが、生涯学習振興課の生涯学習スポーツ係と地域教育係の担当事務を変更するほか、総合体育館の名称変更に伴いまして規定を整備するものでございます。

議案を2枚ほどめくっていただきますと、新旧対照表が出てまいります。16条、生涯学習振興課各係の担当事務でございます。16条の最初の方に出てまいります生涯学習スポーツ係、ここの8番目、9番目、11番目、これが現在の担当事務の一部でございますが、これを地域教育係に変更いたします。それは裏面をごらんいただきたいんですが、地域教育係の7番目、8番目、9番目に事務を変更いたします。あわせまして、表に戻っていただきまして10番目の総合体育館につきましては、新宿スポーツセンターと新宿コズミックセンターに名称変更になりますので、こちらの方も改めるものでございます。

なお、11番の学校施設開放に関することにつきましては、主要な事業につきましては地域教育係に移行いたしますが、一部、学校施設開放事業としての施設活用を除く学校施設の活用、例えば選挙の演説会等で使用する場合、そういった事務につきましては生涯学習スポーツ係の方に残すという整備をしております。あと、以下は頂ずれでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 説明が終わりました。御意見、御質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

では、御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

「議案第27号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第27号は原案のとおり決定いたしました。

議案第28号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

櫻井委員長 次に、「日程第9 議案第28号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、「議案第28号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

議案の概要の方をごらんいただきたいと思いますが、これは去年の4月の臨時会でお諮りしました件でもございますが、行政事件訴訟法の一部改正に伴いまして、昨年4月1日から行政庁が取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、その相手方に対しまして当該処分の取消訴訟の被告となるべき者、出訴期間等を書面で教示しなければならないと義務づけられたところでございます。これに伴いまして、処分の通知中に行政不服審査法に基づく不服申立てができる旨の教示に加えまして、新たに取消訴訟ができる旨を併記することを義務づけた改正を行うものでございます。

議案の方をごらんいただきたいんですが、これは様式の改正になります。5枚目に規則様式新旧対照表というものが出てまいります。1枚目の方が改正案でございまして、裏に、この決定に対する、4番目の方にこの訴訟提起の教示。3番目につきましては、従来ございました不服申立てに対する審査請求ができる旨の教示ということで、右側のページの方に現行がございまして、その枠外、注意事項の3番目に不服申立ての場合の教示が出ております。ただ、日にちとか起算日とか、そういったことを詳しく書いておりませんので、新たに改正

の方では3番目を少し整理いたしまして、4番目の取消訴訟できる教示をこちらの方に整理したところでございます。様式の改正でございます。

以上でございます。

櫻井委員長 説明が終わりましたが、御意見、御質問ございませんか。

木島先生は、直接はよろしいですか。

木島委員 関係ございません。文言のあれだけですから。

櫻井委員長 よろしいですね。

では、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第28号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第28号は原案のとおり決定いたしました。

#### 議案第29号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

櫻井委員長 次に、「日程第10 議案第29号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、「議案第29号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

5枚目に新旧対照表がついておりますので、そちらと議案の概要、29号議案の方を見ていただきたいと思います。

こども図書館を5月から設置いたしますが、それに伴いまして改正をいたすものでございます。祝日等の開館、個人貸出登録抹消要件の変更、分室の個人貸出登録要件の変更等を行うほか、規定の整備もあわせて行うものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいんですが、改正案の第4条の事業のところでございますが、こども図書館を除くというふうに、1項の方は現行の中央図書館、地域館も含めた図書館に関する事業の規定でございます。今回あわせまして2項に、こども図書館の規定を置くものでございます。「こども図書館は、図書館法第3条の規定に基づき、児童・青少年に対

する図書館サービスのため、前項各号、これは1項のことですが、に掲げる事業を行うほか、次の事業を行う」ということで、1号として子ども読書活動の推進、新宿区立学校図書館の支援、他の館の児童・青少年に対する図書館サービスの支援、これが事業の中身でございます。

それから、5条ではこども図書館の開館時間、休館日を定めるものでございます。第5条は、現行の方にも出ておりますが、平日というのを火曜日から土曜日ということで正確に表記をしたというところでは、中央図書館（視聴覚室を除く）、四谷図書館ということで、こちらの方の整理は規定整備ということになります。

それから1枚めくっていただきまして裏面の方に祝日に関する規定がございます。現行の方をごらんいただきたいと思うんですが、一番表の上のところですが、現在は「日曜日、こどもの日及び文化の日」というふうになっておりますが、ここを祝日すべて開館することになりますので、「日曜及び国民の祝日に関する法律に規定する休日」と。それから「祝日法の休日」、括弧以下ですね。ですから「及び国民の祝日に関する法律に規定する休日」につきましては、午前10時から午後6時までというところがございます。これは祝日等の開館に伴う改正でございます。

概要の方をごらんください。表だけでやるとちょっとわかりにくいんですが、概要の今のところの裏面になってまいりますが、2点目の大きな内容は5条、6条関係で、祝日等の開館に伴う改正。今御説明したところがございます。そのほか、四谷、角筈、大久保図書館につきましては、地域センターに併設されております関係上、全体の建物の運営業務の関係で第4日曜日を閉館しておりましたが、これについても開館するというところがございます。

それから3点目は、今、分室、区役所内分室以外の図書館の個人貸出しの登録を抹消できる要件につきまして、利用実態にあわせて、現行2年以上利用しなかったときを5年以上利用しなかったときに改めるものでございます。これは10条の第6項関係でございます。もう1枚めくっていただきますと、新旧対照表でそれが出てまいります。

4点目のところですが、概要の方をごらんいただきたいんですが、区役所内分室の個人貸出しの登録要件を他の図書館と同様、これは17年4月からやったわけですが、都内在住、区内在勤・在学者等に改めるということで、分室については18年4月1日からこのように1年おくれで改めるものでございます。既に登録している方につきましては経過措置を設けて、登録要件に該当しなくても、平成19年、来年の12月31日まで登録を有効とするものでございます。本則が11条に規定されて、附則の第2項の方に経過措置を記載しております。

それから5点目の改正内容ですが、団体貸出しの団体登録要件を明確に定めるとともに、登録の規定を個人貸出しの規定にあわせまして整備するほか、貸出しを受けた図書館資料を営利目的に使用することを禁止する規定を設けるということで、これは14条、15条関係の方に出ております。14条が団体登録等ということで、要件として新宿区内に事務所または事業所を有する法人その他の団体（家族だけを構成員とする団体を除く）というのが1点。もう1点は、団体の構成員が10名以上であるということ。これが団体登録の要件ということになります。現行はそういった規定はございません。それ以降、3項、4項、5項の（1）、（2）までは登録の規定を個人貸出しの規定にあわせて整備するということでございます。それと5項の3号につきましては、貸出しを受けた図書館資料を営利目的に使用したときは登録抹消ということで、禁止する規定というのがこちらの方になります。

6点目の改正は、区立学校等の子どもの育成団体、配本サービスを実施している病院につきまして、図書資料の貸出数、貸出期間を拡充するものでございます。これは別表第2の改正です。今の新旧対照表の下の方になりますが、別表第2というところで、表が出ておりますが、図書資料につきましては貸出数100冊以内、貸出期間は1カ月以内となっておりますが、右側のページの表の下に備考というのがございます。こちらの方に今の内容が記載されております。区立小学校、中学校、幼稚園、保育園、児童館、区学童クラブ等子どもの育成にかかわる団体及び区立図書館と配本サービス事業を実施している病院については、図書資料の貸出数、貸出期間は150冊以内、2カ月以内とするところをつけ加えたものでございます。

それから、7点目は附則のところでございますが、一部改正をするものでございます。今回の附則の改正は今の表の下の方に出ております1項から3項までということで、ちょっとめくっていただきます。3項の改正案で、先ほど申し上げました4月1日から登録の要件を改正いたしまして経過期間を設けたんですが、その際に判定といたしますが、それについて表現不足というところもございましたので、ここでは規定整備をさせていただいております。それが改正案の右側のページの2項の方に出てまいりますが、アンダーラインの部分について修正をしております。附則の改正も、あわせて今回やっていくものでございます。

施行日につきましては、18年4月1日に施行いたしますが、1番目のこども図書館の設置に伴う改正、事業内容につきましては、新宿区立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行日からということで、5月5日に開館の予定でございますので5月1日ぐらいになるかと思っております。それから、今の7につきましては公布の日ということになります。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。御意見、御質問いかがでしょう。

よろしいですか。規定の改定ということでよろしいでしょうか。

御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第29号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第29号は原案のとおり決定いたしました。

#### 議案第30号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正

櫻井委員長 次に、「日程第11 議案第30号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、「議案第30号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正」でございます。

これは、議案の概要の方の一番最後をごらんいただきたいと思います。

来年度、来月の4月1日から統括指導主事というものを指導課に設置いたします。統括指導主事というのは管理職級ということになるんですが、小・中学校の副校長と同じように15%の管理職手当がつく統括指導主事というポストを設けることになっております。この設置に伴いまして、事案の代決、審議及び事案の決定関与の代行等に関して規定整備をするものでございます。

議案の方は2枚めくっていただきますと、新旧対照表が出てまいります、それもあわせてごらんになりながら御説明をしてみたいと思います。

まず、事案の代決でございますが、これは新旧対照表にございますように、至急に事案の決定を行う必要がある場合において、決定権者が不在であるときに表中に定めているものでございますが、今回、統括指導主事を設置いたしますので、それにあわせた改正をしております。改正案の表のところでございますが、4つ目のところに教育指導課長（統括指導主事または指導主事の担当事務に係る事案について決定を行う場合に限る）と書いてありますが、その場合については、統括指導主事が代決を行うということでございます。上は、今の事例

以外については、通常の課長が決定する場合について、課の庶務を担当する係長が事案の決定の代決を行うということでございます。

それからもう一点は審議ということで、これは新旧対照表を1枚めくっていただきまして、第5条、審議及び審査ということでございます。「3条1項の規定により決定権者が事案の決定を行うときは、当該決定権者は、次の表の左欄に掲げる事案の区分に応じ、同表中欄に掲げる者に同表右欄に掲げる決定関与を行わせなければならない」ということで、ここにつきましては、2項の方で、「前項の決定権者は、統括指導主事又は指導主事の担当事務に係る事案について決定を行うときは、前項の審議のほか、統括指導主事に審議を行わせる」ということで、統括指導主事を加えるということに2項で整理をしております。

それから、もう1点は6条の方になります。右側のページになりますが6条の1項で、事案決定の際の関与の代行ということでございます。これは議案の概要の方をごらんいただきたいんですが、決定関与の代行ということで、統括指導主事または指導主事の担当事務に係る事案について、教育指導課長が審議または協議を行う場合に、教育指導課長が不在のときは、かわりに統括指導主事に決定関与を行わせるということを規定しております。統括指導主事も不在の場合は、課の庶務担当係長に決定関与を行わせるというものでございます。

4点目の修正は、統括指導主事の出張等に係る事案の代決、審議、決定関与の代行について、一般職員の出張等に係る事案の代決等の特例と同様の特例を定めるということです。これは、今の新旧対照表の6条の下、2項に出ておりますが、「一般職員等の出張等に係る事案について、至急に決定関与を行わせる必要がある場合において、当該事案の決定関与を行わせる者が不在であるときは、前項の規定にかかわらず、当該事案の決定関与を行わせることができる」ということで、これは特例ということで同じ扱いをするということでございます。

それから5点目は、統括指導主事の「事務引継ぎ」とか「出張等の服務」に係る事案の決定権者は、一応、管理職手当が出る統括指導主事でございますが、通常は管理職員の場合、次長が決定権者になるわけですが、この場合については課長、具体的には指導課長が決定権者ということになります。それを別表で整理をしているところでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。御意見、御質問いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。統括指導主事というポストができたということですね。よろしいで



しょうか。

では、御質問、御意見がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第30号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 それでは、議案第30号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告1 西戸山地区中学校の適正配置（統廃合）の経過報告について

報告2 新宿区社会教育委員の会議「提言」について

報告3 新宿区教育委員会事務局管理職員の異動内示について

報告4 その他

櫻井委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から報告3までについて一括して説明を受け、質疑を行います。では、事務局から説明をお願いいたします。

教育環境整備課長。

教育環境整備課長 私の方から、報告1、西戸山地区中学校の適正配置（統廃合）の経過報告を行います。

西戸山地区中学校の適正配置計画案につきまして、西戸山中学校、また西戸山第二中学校のPTA会長から、別紙のとおり統合の合意書を収受いたしましたので御報告いたします。こういう統合合意書をいただきますと、今後、統合協議会の設置ということで進めていくわけでございます。本件につきましては、前回の教育委員会、2月3日でございますが、その際に保護者説明等々の経緯につきましては、西戸山地区の適正配置の経過ということで詳細に御報告したところでございます。本日は、その後の経過及び今後の予定に関してお話いたします。

去る3月7日に、西戸山中学校、また西戸山第二中学校のPTA会長から今回の統合合意の文書をいただきました。それに伴って要望書別添してございます、後でござらんになっていただければと思いますが、要望書も提出してもらっております。要望書の内容は、かなり多岐にわたっておりますが、教育の体制の充実とか通学路の安全確保ということが主になっております。各課題につきましては、教育委員会の各担当所管に検討を依頼しております。今

後、統合協議会と協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

また、3月14日には、この対象の2つの中学校のPTA会長、また関連の4小学校のPTA会長さんと統合協議会の委員構成について調整をいたしました。我々といたしましては、各学校、中学校に委員さんの推薦依頼、また関連地区の町連等々とは我々が直接調整したところでございます。

今後は、4月13日に第1回の統合協議会を開催し、その時点で統合協議会を発足させる予定で進めていきたいというふうに考えております。協議会では、今回の計画案等々、様々、十分に協議をして進めていきたい。協議の内容につきましては、「統合協議会だより」これは各保護者等々皆さんに配布するものでございます。また、ホームページ、さらには節目ごとに教育の広報等で周知していきたいと考えております。教育委員会には、そのような経過は適宜報告いたします。

各統合合意書等々は、以下別添しておりますので、ごらんになっていただければと思います。

以上でございます。

櫻井委員長 では、生涯学習振興課長。

生涯学習振興課長 第15期の新宿区社会教育委員の会議から、これからの生涯学習振興施策の方向性、社会の変化に対応した社会教育会館の機能とそのあり方について提言の提出がありましたので、御報告をいたします。水色の冊子でございます。

1枚開いていただいて、目次をごらんください。本文は3章で構成されております。第1章は「新宿区社会教育行政の現状と課題」。ここでは社会教育会館の現状分析をした後、地域社会の新たな課題を概観し、社会教育会館の改革が求められていることを述べております。第2章、「社会教育会館の機能、期待される役割」では、地域の課題を解決して、本当に豊かで暮らしやすい地域社会を築いていくには、そうした地域づくり、まちづくりを担う区民を育てることが必要で、そのために社会教育会館がどのような機能、役割を果たしていくべきかを述べております。第3章は、「今後の施策の方向性」となっておりますけれども、社会教育行政の現代的な役割を確認して社会教育会館の活性化の方策を延べ、生涯学習に関するコーディネート機能の充実が必要であるとして、そのための具体策を提案しております。

1ページをお開きください。「はじめに」です。要約いたしますと、現代社会には多くの課題が山積している。それらに対応するため、また地方分権の進展の状況からも、住民自身が行政と協働しながら課題に取り組む必要が生じている。そこで求められるものが、住民自

治の拡充であり自治を担う区民一人一人の力の向上である。こうした区民の力量形成は社会教育が担うことであり、地域の住民が社会をよくしていくために権利を行使し、責任を果たそうとする市民性を備えた人々となるためには社会教育が必要であると言える。新宿区には、社会教育会館が7館1分館設置されているけれども、それらは現在新たなる社会の課題に十分応えきれていないのではないかと考える。そこで、社会教育会館の機能と役割を改めて検証し、地域を担う主体、さらに次世代を育てていくために、今後生涯学習振興施策はどのような方向性をとるべきか、とりわけ、地域コミュニティの自治力を養う学習拠点としての社会教育会館の機能とあり方について検討を進め、この提言を作成したと。このように提言作成の意図を述べております。

続きまして3ページ、第1章でございます。

第1節ですが、社会教育会館の現状分析の部分です。社会教育会館は、これまで区の生涯学習社会教育行政の根幹を支えてきた歴史があって、住民がそこで学んだ成果は地域社会に還元されて役立ってきていると。平成17年8月現在でも790の団体が登録しているし、平成16年度の集計利用実績は記載の数値のとおりであって、様々な学習活動の場として活用されてはいると。しかし、利用率はここ数年横ばいの状態が続いている。これは、どの館も50%前後ということになっております。

その原因は、第1には、利用するには団体として一定の要件が求められるという制約があったこと。一応過去形にしてくださっているんですけども。また、自由に集えるフリースペースが限られるなど、必ずしも人々が気軽に集う場になっていなかったということがあると。この使用上の制約については、昨年の条例規則の改正によって一定の改善を図っているところです。それから、第2には施設の老朽化の問題があると。「築後40年を超える施設」とありますけれども、三栄町、赤城については昭和38年に竣工している施設です。そして第3に、地域センターなどの地域集会施設の整備が別に進んでいるということがあると。地域センターは特別主張所との複合施設だし、また施設が新しいし、利用の要件が緩やかだといった理由から利用者が多くなっていると。それから、事業の内容も、一部の特別出張所ではコミュニティカレッジと称して、その修了者には新宿区の基本計画づくりへの参画を促すなどの動きも始まっていると。だから社会教育会館と地域集会室との関係整理も課題ではないかと言っています。

そして、社会教育会館で実施されている事業についても多くの課題があるということで、4ページなんですけれども、多様な講座が団体委託などの形で実施されているけれども、そ

の内容は、ややもすると趣味的、一般教養的なもので、多様で高度化した学習ニーズに応じたものや住民のまちづくりへの協働・参画を図るといった新たな時代のニーズに対応する事業は余り実施されてこなかった。そして、単なる会場貸出しを中心として運営されている、こうした現状であると。さらに事業について言うと、区内ではそれぞれの行政目的のために区役所の各部署が様々な講座等を実施していて、類似した事業も少なからずあると。今後は施策の総合化の観点から、事業の調整・連携を図りつつ、社会教育として特色のある事業を実施していくことが重要だというふうに述べています。

4 ページの下のところからは、「地域社会における新たな課題と社会教育会館」ということで、時代状況の変化に伴って地域社会が直面している課題として、第1に地域の自治力を養うことが以前にも増して重要な課題となっている。第2に家庭教育、とりわけ親の教育力を高めることが大きな課題である。第3に、いわゆる「団塊の世代」と言われる人々の存在が大量退職時代を迎えるに当たって、地域生活に軸足を移す受け皿が課題となっている。第4に、30代から40代の女性の再出発にかかわる課題がある。第5に、いまだ自立した大人としての歩みを実現できていない若者の増加の問題、これはニートというようなことを指しておりますけれど、そうした問題がある。第6に、外国籍住民にかかわる課題、行政の課題があるということで、社会教育会館はこうした地域社会の新しい課題を視野に入れつつ、改革を進めることが要請されていると指摘しています。

そして7ページ、第2章です。

ここでは、社会教育会館がどのような役割を果たすべきかを述べております。1つ目は、地域コミュニティの自治力を養う学習拠点としての機能。2つ目は地域の生涯学習ネットワークの拠点としての機能。3つ目は情報の集積と発信の拠点としての機能です。ここはいろいろと詳しく書いてございますけれども、10ページ、次の章に移らせていただきます。

第3章、「今後の施策の方向性」です。

まず、社会教育行政の今の時代における役割ですけれども、地方分権の流れの中で、住民と区政が協働で課題を解決していく、そうした社会の実現に向けて、新宿区内では区民を対象とする様々な学習講座が実施されている。社会教育行政には、これらの活動の全体像を把握して、自分たちの力で自分たちの住むまちをつくり上げることのできる自治の担い手の育成支援を行うことが、何よりも期待される。つまり、言ってみれば新宿区の行政を支える「協働と参画」の理念を実現する土台づくりが社会教育行政に求められているのだと。そのためには拠点が必要であって、社会教育会館は単に貸出しのみを行う施設から教育機関へと、

その機能を強化することが求められていると。

そこで「社会教育会館の活性化」ということになるわけです。まず、拠点施設が提案されており、ここで、社会教育会館などの社会教育施設の一部を拠点施設としますと。そこでは、第1に地域コミュニティの自治力を養う学習拠点としての機能、第2に地域の様々な場で展開される社会教育活動のネットワークの拠点としての機能、第3に情報と集積と発信の機能を果たし、また学習相談を充実させることが大切です。そして、これらの機能は、専門的知識とノウハウを備えた人材が配置されることで初めて果たされるのだと言っています。

続いて11ページの下から2行目のところなのですが、拠点施設以外の社会教育会館はどうするのかと。これは利用対象を広げて、区民等の多様な学習活動の場として有効活用を図っていくべきだと。そして、その運営に当たっては、地域団体やNPOなどの組織が積極的、主体的にかかわることが大事で、将来的には自主管理にゆだねることも検討してほしいと言っています。

そして、12ページの中ごろからですけれども、「生涯学習に関するコーディネート機能の充実」ということで、社会教育会館がネットワークの拠点としての機能を果たし、地域再生への重要な役割を担うためには、拠点施設に生涯学習コーディネーターを置く必要があると。この生涯学習コーディネーターとは、地域が目指そうとしている目的・目標に沿って、異なった立場の人々を対等につないで学習や活動を支援していく役割を担うもので、住民の中から育てていくのが理想であると。でも、当面は社会教育指導員や行政職員・財団職員などが担当し、専門的にかかわりながら育てていくことが必要であると。さらに、生涯学習地区コーディネーターを、各地区から発掘・養成・配置したり、地域における学習を支援して促進する学習のサポーター役も発掘することが必要だと。こうした人材生涯学習コーディネーター、地区コーディネーター、学習のサポーター役として注目すべきなのは、これまで地域活動に積極的にかかわってきた活動の指導者や、地域に回帰しつつある団塊の世代がいるのではないかと。同時に、若年層に機会を保障して、青少年自身が自信をつけて、社会の担い手として育ていけるように意図していくことも大事だと言っています。

14ページが「おわりに」ですけれども、本文で述べたポイントを整理した上で、真の学びとは、単に知識がふえることではなくて行動が変わることだと。行動が変わる学びを模索する中で、新宿区が人々のつながりを取り戻して、安心して暮らし、次の世代とともに育ちながら年齢を重ねていけるコミュニティへと生まれ変わることが望まれるというふうに結んで

おります。

資料として、第15期社会教育委員の名簿と、この間の活動経過を添付してございます。

報告は以上です。

櫻井委員長 ありがとうございます。

では、教育政策課長、お願いします。

教育政策課長 それでは、報告の3番目でございます。教育委員会の発令予定ということで、先週金曜日、24日に区全体の管理職員の異動内示がございました。その部分の教育委員会の発令予定について御案内いたします。

まず、教育政策課長でございますが、議会事務局次長、渡部優子。事務局の参事ということで発令いたしまして、政策課長は事務取扱ということになります。

それから課長級です。一番上、教育委員会事務局副参事、四谷子ども園開設準備等担当でございますが、企画政策部副参事特命担当から山田副参事が転入予定でございます。こちらのポストは新設ということで、今の企画政策課の幼保一元担当の方の事務をほとんど引き継ぐ予定になっております。それから教育環境整備課長でございますが、小池勇士。戸塚特別出張所長でございますが、そこから転入予定です。生涯学習振興課長につきましては、総務部副参事、本間納税推進担当が転入予定でございます。

ちなみに転出については出ておりませんが、私につきましては環境土木部資源清掃対策室長へ転出予定でございます。教育環境整備課長、木村課長につきましては、地域文化部商工観光課長で転出予定でございます。生涯学習振興課長、赤羽課長につきましては、角筈特別出張所長の方に転出予定でございます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。これで報告3件が終わりました。

では、報告1について、御質問、御意見のある方はお願いいたします。西戸山地区中学校の適正配置の経過報告についてですが、いかがですか。よろしいですか。

では、報告2に移ります。これからの生涯学習振興施策の方向性の提言についてですが、いかがでしょうか。

すみません。この冊子はどこかに出すということですか。配るんですか。

生涯学習振興課長 冊子の数は限られておりますので、広く配るということではできませんけれども、インターネットで内容の公開をいたしますのと、それから概要版を作成して区民の皆さんにもお配りをしたいというふうに考えております。

櫻井委員長 区民に配るときはどういう形ですか。

生涯学習振興課長 区民の方が来庁される窓口等ということになるかと思います。

櫻井委員長 希望者だけということですね。わかりました。

いかがでしょうか。何もございませんか。

では、報告3についてはいかがでしょう。管理職員の異動でございますが。

これは、何か言ってもしょうがないことで、どうしようもないことで、よろしゅうございますか。

では、ほかに御質問がなければ、本日の日程で報告4、その他となっておりますが、何か事務局ございますか。

教育政策課長 ございません。

櫻井委員長 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

#### 閉 会

櫻井委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。ありがとうございました。

午後 3時27分閉会